

令和 7 年 2 月定例会

総務委員会資料

(総 務 部)

議案第31号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定する件

秋田市職員給与条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第26条（略）	第1条～第26条（略）
第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1)および(2)（略）	(1)および(2)（略）
(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたものの	(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2)（略）	(2)（略）
2～4（略）	2～4（略）
5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな	5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな

い。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) および(3) (略) 6～9 (略) 以下 (略)	い。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) および(3) (略) 6～9 (略) 以下 (略)
--	---

秋田市功労者等の待遇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第8条 (略) (待遇の取消し等) 第9条 功労者が、第1号に該当するときはその待遇を停止し、第2号に該当するときはその待遇を取り消す。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (適用除外) 第10条 地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員および委員が法令により罷免され、又は<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその職を失ったときは、第2条の規定は、適用しない。 以下 (略)	第1条～第8条 (略) (待遇の取消し等) 第9条 功労者が、第1号に該当するときはその待遇を停止し、第2号に該当するときはその待遇を取り消す。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (適用除外) 第10条 地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員および委員が法令により罷免され、又は<u>禁錮</u>以上の刑に処せられその職を失ったときは、第2条の規定は、適用しない。 以下 (略)

秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第5条 (略) (準用) 第6条 秋田市職員の退職手当に関する条例第2条の2、第2条の3、第12条から第18条まで（第13条第8項および第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号および第2項（第16条第2項および第17条第7項において準用する場合を含む。））ならびに第17条第5項を除く。）および第20条の規定は、特別職の職員の退職手当に準用する。この場合において、第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（市長をいう。以下同じ。）」と、同項第2号中「地方公務員法第28条第4項の規定による失職」とあるのは「<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。	第1条～第5条 (略) (準用) 第6条 秋田市職員の退職手当に関する条例第2条の2、第2条の3、第12条から第18条まで（第13条第8項および第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号および第2項（第16条第2項および第17条第7項において準用する場合を含む。））ならびに第17条第5項を除く。）および第20条の規定は、特別職の職員の退職手当に準用する。この場合において、第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（市長をいう。以下同じ。）」と、同項第2号中「地方公務員法第28条第4項の規定による失職」とあるのは「<u>禁錮</u>以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）
第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となる ことができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は は執行を受けることがなくなるまでの者 (2) （略）	第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となる ことができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなるまでの者 (2) （略）
以下（略）	以下（略）

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
目次（略）	目次（略）
第1条～第14条（略） （学識経験委員の解任）	第1条～第14条（略） （学識経験委員の解任）
第15条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が <u>拘 禁刑</u> 以上の刑に処せられたときは、市長は、当該委員を解 任することができる。	第15条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が <u>禁 錮</u> 以上の刑に処せられたときは、市長は、当該委員を解 任することができる。
以下（略）	以下（略）

秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
目次（略）	目次（略）
第1条～第14条（略） （学識経験委員の解任）	第1条～第14条（略） （学識経験委員の解任）
第15条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が <u>拘 禁刑</u> 以上の刑に処せられたときは、市長は、当該委員を解 任することができる。	第15条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が <u>禁 錮</u> 以上の刑に処せられたときは、市長は、当該委員を解 任することができる。
以下（略）	以下（略）

秋田市公設地方卸売市場業務条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
目次（略）	目次（略）
第1条～第12条（略） （仲卸しの業務の承認）	第1条～第12条（略） （仲卸しの業務の承認）
第13条（略）	第13条（略）
2および3（略）	2および3（略）

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 (1) (略) (2) 申請者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(6) (略) 第14条～第25条 (略) (承認の基準) 第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)および(4) (略) 2 (略) 以下 (略)	4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 (1) (略) (2) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(6) (略) 第14条～第25条 (略) (承認の基準) 第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)および(4) (略) 2 (略) 以下 (略)
--	--

秋田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第12条 (略) (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略)	第1条～第12条 (略) (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略)	5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略)
6～10 (略) (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	6～10 (略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)および(3) (略)	第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)および(3) (略)
2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手	2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手

当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条および第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)および(3) (略) 2～6 (略) 第16条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2および3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略) 以下 (略)	当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条および第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)および(3) (略) 2～6 (略) 第16条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2および3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略) 以下 (略)
---	--

秋田市職員退職年金条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第31条の5 （略） 第8節 給付の制限 （給付の制限） 第32条 職員又は職員であったものが死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>拘禁刑</u>に処せられて退職したときは、その時以後、その時以前の職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員が3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられ、又は懲戒処分によって退職したときはその時まで引続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 第33条 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべき年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。 以下 （略）	第1条～第31条の5 （略） 第8節 給付の制限 （給付の制限） 第32条 職員又は職員であったものが死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられて退職したときは、その時以後、その時以前の職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員が3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ、又は懲戒処分によって退職したときはその時まで引続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 第33条 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべき年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。 以下 （略）

秋田市文化振興条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
前文 （略） 第1条～第6条 （略） （表彰および助成の決定および取消し） 第7条 （略） 2 次の各号のいずれかに該当するものは、前条第2項の規定にかかわらず、表彰を受けるものとして決定しない。 (1) （略） (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。） (3) （略） 3および4 （略） 第8条 （略）	前文 （略） 第1条～第6条 （略） （表彰および助成の決定および取消し） 第7条 （略） 2 次の各号のいずれかに該当するものは、前条第2項の規定にかかわらず、表彰を受けるものとして決定しない。 (1) （略） (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。） (3) （略） 3および4 （略） 第8条 （略）

秋田市屋外広告物条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第30条（略） （罰則） 第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3）（略） 以下（略）	第1条～第30条（略） （罰則） 第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3）（略） 以下（略）

秋田市公害防止条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
目次（略） 第1条～第33条（略） 第6章 罰則 第34条 第15条第2項の規定による施設の使用の一時停止の命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 以下（略）	目次（略） 第1条～第33条（略） 第6章 罰則 第34条 第15条第2項の規定による施設の使用の一時停止の命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 以下（略）

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第11条（略） 附 則 1～4（略） 5 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 6 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 7～10（略）	第1条～第11条（略） 附 則 1～4（略） 5 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 6 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 7～10（略）

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
目次 （略）	目次 （略）
第1条～第52条 （略）	第1条～第52条 （略）
第6章 罰則	第6章 罰則
第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
以下 （略）	以下 （略）

議案第32号 秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第24条 （略） （外国旅行の旅費） 第25条 外国旅行については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）</u>による改正前の<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）</u>の規定を準用する。この場合において、準用上必要な事項については市長が別に定める。 以下 （略）	第1条～第24条 （略） （外国旅行の旅費） 第25条 外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用する。この場合において、準用上必要な事項については市長が別に定める。 以下 （略）

議案第33号 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第9条 (略) (失業者の退職手当)	第1条～第9条 (略) (失業者の退職手当)
第10条 (略)	第10条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) (略) (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)および(6) (略)	11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) (略) (4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)および(6) (略)
12および13 (略)	12および13 (略)
14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
15～17 (略)	15～17 (略)
第11条～第21条 (略)	第11条～第21条 (略)
附 則	附 則
1～5 (略)	1～5 (略)
6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電	6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電

信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条および日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間および昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7～19 （略）

20 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法
ウ 特定退職者
第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由によ
であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域
り就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2
内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定
号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当
する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な
し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再
職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと
就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に
が適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

」

信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条および日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間および昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7～19 （略）

20 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法
ウ 特定退職者
第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由によ
であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域
り就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2
内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定
号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当
する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な
し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再
職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと
就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に
が適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

」

とする。 21～29 （略）	とする。 21～29 （略）
-------------------	-------------------

議案第34号 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第23条 (略) (部分休業の承認) 第24条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 以下 (略)	第1条～第23条 (略) (部分休業の承認) 第24条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 以下 (略)

議案第35号 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第8条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)	第1条～第8条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)
第8条の2 (略)	第8条の2 (略)
2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	2 任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
3 (略)	3 (略)
4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、 <u>第2項および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を	4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、 <u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子

介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 (略) 以下 (略)	を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 (略) 以下 (略)
--	---

議案第67号 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件

秋田市職員給与条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第7条の2 （略） （扶養手当） 第8条 （略） 2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （1） （略） （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） （略） 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円とし、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの）にあっては、3,500円）とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第9条 削除	第1条～第7条の2 （略） （扶養手当） 第8条 （略） 2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） （略） （6） （略） 3 扶養手当の月額、前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（次条において「行(1)8級職員等」という。））にあっては、3,500円）とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 <u>（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u> <u>（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号もしくは第5</u>

	号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。) 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合 (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)8級職員等が行(1)8級職員等以外の職員となった場合 (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員等以外のものが行(1)8級職員等となった場合 (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
第10条 （略） （地域手当） 第10条の2 地域手当は、東京都のうち特別区の地域に在勤する職員および規則で定める地域に在勤する職員ならびに医療職給料表(1)の適用を受ける職員（任期付短時	第10条 （略） （地域手当） 第10条の2 地域手当は、東京都のうち特別区の地域に在勤する職員および規則で定める地域に在勤する職員ならびに医療職給料表(1)の適用を受ける職員（<u>定年前再任</u>

間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)に支給する。 2 (略) (住居手当) 第10条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万1,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 (略) (通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「<u>運賃相当額</u>」<u>という。</u>) (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 (4) (略)	<u>用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。</u> 以下この条において同じ。)に支給する。 2 (略) (住居手当) 第10条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万1,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 (略) (通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「<u>運賃相当額</u>」<u>という。</u>)。ただし、<u>運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)</u>が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、<u>1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>) (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額<u>(1箇月当たりの運賃相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額 (4) (略)
--	---

3 <u>運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額</u> <u>(交通機関が2以上ある場合においては、その合計額)</u> <u>および前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える</u> <u>職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該</u> <u>職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給</u> <u>単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗</u> <u>じて得た額とする。</u>	
4 (略)	3 (略)
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)
7 (略)	6 (略)
第11条の2～第17条の2 (略) (管理職員特別勤務手当)	第11条の2～第17条の2 (略) (管理職員特別勤務手当)
第17条の3 第13条の2第1項に規定する職員が次の各号 のいずれかに該当した場合は、当該職員には、管理職員 特別勤務手当を支給する。 (1) (略) (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午 後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含ま れる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時 間に勤務した場合	第17条の3 第13条の2第1項に規定する職員が次の各号 のいずれかに該当した場合は、当該職員には、管理職員 特別勤務手当を支給する。 (1) (略) (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週 休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であ って正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合
2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める額(前項各号の規定に よる勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務を した職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た 額)とする。 (1) 前項第1号に規定する場合 同号の規定による勤務 1回につき、1万円を超えない範囲内において規則で 定める額	2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に規定する場合 同号の規定による勤務 1回につき、1万円を超えない範囲内において規則で 定める額。ただし、同号の規定による勤務に従事する 時間等を考慮して規則で定める場合にあっては、当該 額に100分の150を乗じて得た額
(2) (略)	(2) (略)
3 (略)	3 (略)
第18条～第27条の2 (略) (単純労務職員の給与の種類および基準)	第18条～第27条の2 (略) (単純労務職員の給与の種類および基準)
第27条の3 (略)	第27条の3 (略)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に支給 される給与の種類は、当該各号に定めるものとする。 (1) 法第22条の4第1項の規定により雇用される単純労 務職員 給料、<u>住居手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間 勤務手当、宿日直手当、期末手当および勤勉手当 (2) (略) 3 (略) (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に支給 される給与の種類は、当該各号に定めるものとする。 (1) 法第22条の4第1項の規定により雇用される単純労 務職員 給料、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手 当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、 宿日直手当、期末手当および勤勉手当 (2) (略) 3 (略) (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第27条の4 第4条第1項から第5項まで、第4条の3、 第8条、<u>第10条</u>、第25条および第25条の2の規定は、定 年前提任短時間勤務職員には、適用しない。 2 第8条、<u>第10条</u>、第10条の3、第12条の2、第25条お よび第25条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、 適用しない。 第28条～第30条 (略) <u>別表第1および別表第2</u> 別紙のとおり 以下 (略)	第27条の4 第4条第1項から第5項まで、第4条の3、 第8条<u>から第10条まで</u>、<u>第10条の3</u>、第25条および第25 条の2の規定は、定年前提任短時間勤務職員には、適 用しない。 2 第8条<u>から第10条まで</u>、第10条の3、第12条の2、第 25条および第25条の2の規定は、任期付短時間勤務職員 には、適用しない。 第28条～第30条 (略) <u>別表第1および別表第2</u> 別紙のとおり 以下 (略)
--	---

改 正 案										
別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）										
ア 行政職給料表(1)										
職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,802	231,633	267,183	300,921	323,581	357,721	411,198	461,553	
	2	185,910	233,143	268,190	302,432	325,394	359,433	413,112	467,092	
	3	187,119	234,654	269,197	303,942	327,206	361,045	415,025	472,128	
	4	188,226	236,164	270,204	305,352	328,918	362,656	416,838	476,861	
	5	189,334	237,675	271,212	306,762	330,630	364,268	418,651	480,890	
	6	191,046	239,186	272,219	307,870	332,343	366,080	420,464	484,415	
	7	192,658	240,696	273,226	308,877	334,055	367,591	422,277	487,436	
	8	194,269	242,207	274,233	310,086	335,767	369,202	424,089	489,954	
	9	195,880	243,718	275,240	311,294	337,378	370,612	425,701	491,968	
	10	197,593	245,128	276,247	312,905	339,090	372,224	427,211		
	11	199,204	246,538	277,254	314,517	340,802	373,835	428,722		
	12	200,815	247,948	278,362	316,128	342,414	375,346	430,233		
	13	202,427	249,156	279,369	317,639	343,924	377,259	431,743		
	14	204,139	250,365	280,678	319,250	345,536	379,173	433,053		
	15	205,851	251,573	281,988	320,862	347,147	381,086	434,362		
	16	207,563	252,782	283,196	322,473	348,658	382,899	435,570		
	17	208,872	253,889	284,505	323,984	350,067	384,410	436,779		
	18	210,483	254,997	285,814	325,696	351,780	386,222	438,088		
	19	212,095	256,105	287,023	327,307	353,391	387,934	439,397		
	20	213,605	257,213	288,232	328,918	355,002	389,546	440,606		
	21	215,116	258,220	289,339	330,328	356,211	391,258	441,814		
	22	216,727	259,227	290,548	332,040	357,721	392,668	442,620		
	23	218,339	260,234	291,857	333,752	359,232	394,078	443,426		
	24	219,950	261,241	293,166	335,364	360,743	395,488	444,231		
	25	221,562	262,248	294,476	336,572	362,455	396,898	444,836		
	26	223,274	263,155	295,483	338,486	364,268	398,106	445,440		
	27	224,583	264,061	296,490	340,198	365,980	399,315	446,044		
	28	225,892	264,968	297,598	341,809	367,692	400,322	446,648		
	29	227,201	265,773	298,705	343,320	369,102	401,430	447,353		
	30	228,309	266,579	299,914	344,931	370,411	402,638	448,159		
	31	229,417	267,385	301,022	346,543	371,619	403,746	448,562		
	32	230,525	268,190	302,230	348,154	373,029	404,854	449,267		
	33	231,633	268,895	303,439	349,866	374,137	405,559	449,770		
	34	232,740	269,701	304,748	351,679	375,044	406,264	450,173		
	35	233,848	270,507	306,057	353,492	376,051	406,969	450,576		
	36	234,956	271,212	307,366	355,304	377,158	407,674	450,979		
	37	236,064	271,917	308,676	356,815	377,964	408,278	451,382		
	38	237,071	272,722	309,985	358,225	378,871	408,882	451,785		
	39	238,078	273,528	311,294	359,635	379,777	409,386	452,187		
	40	238,984	274,233	312,603	361,045	380,583	409,788	452,490		

現 行										
別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）										
ア 行政職給料表(1)										
職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,802	231,633	263,155	289,339	311,999	337,378	376,051	418,550	
	2	185,910	233,143	264,162	290,951	313,711	339,291	378,669	420,967	
	3	187,119	234,654	265,169	292,461	315,423	341,104	380,985	423,485	
	4	188,226	236,164	266,176	293,972	316,934	342,917	383,201	425,902	
	5	189,334	237,675	267,183	295,483	318,344	344,629	385,115	427,816	
	6	191,046	239,186	268,190	296,993	319,653	346,341	387,431	429,930	
	7	192,658	240,696	269,197	298,403	320,962	347,953	389,546	432,045	
	8	194,269	242,207	270,204	299,712	322,272	349,665	391,560	434,261	
	9	195,880	243,718	271,212	300,921	323,581	351,276	393,574	436,175	
	10	197,593	245,128	272,219	302,432	325,394	352,988	395,891	438,289	
	11	199,204	246,538	273,226	303,942	327,206	354,599	398,106	440,404	
	12	200,815	247,948	274,233	305,352	328,918	356,211	400,322	442,318	
	13	202,427	249,156	275,240	306,762	330,630	357,721	402,537	444,030	
	14	204,139	250,365	276,247	307,870	332,343	359,433	404,854	445,843	
	15	205,851	251,573	277,254	308,877	334,055	361,045	407,069	447,756	
	16	207,563	252,782	278,362	310,086	335,767	362,656	409,386	449,670	
	17	208,872	253,889	279,369	311,294	337,378	364,268	411,198	451,482	
	18	210,483	254,997	280,678	312,905	339,090	366,080	413,112	453,295	
	19	212,095	256,105	281,988	314,517	340,802	367,591	415,025	455,108	
	20	213,605	257,213	283,196	316,128	342,414	369,202	416,838	456,820	
	21	215,116	258,220	284,505	317,639	343,924	370,612	418,651	458,633	
	22	216,727	259,227	285,814	319,250	345,536	372,224	420,464	460,143	
	23	218,339	260,234	287,023	320,862	347,147	373,835	422,277	461,553	
	24	219,950	261,241	288,232	322,473	348,658	375,346	424,089	463,064	
	25	221,562	262,248	289,339	323,984	350,067	377,259	425,701	464,474	
	26	223,274	263,155	290,548	325,696	351,780	379,173	427,211	465,783	
	27	224,583	264,061	291,857	327,307	353,391	381,086	428,722	467,092	
	28	225,892	264,968	293,166	328,918	355,002	382,899	430,233	468,301	
	29	227,201	265,773	294,476	330,328	356,211	384,410	431,743	469,308	
	30	228,309	266,579	295,483	332,040	357,721	386,222	433,053	470,013	
	31	229,417	267,385	296,490	333,752	359,232	387,934	434,362	470,718	
	32	230,525	268,190	297,598	335,364	360,743	389,546	435,570	471,423	
	33	231,633	268,895	298,705	336,572	362,455	391,258	436,779	472,128	
	34	232,740	269,701	299,914	338,486	364,268	392,668	438,088	472,833	
	35	233,848	270,507	301,022	340,198	365,980	394,078	439,397	473,437	
	36	234,956	271,212	302,230	341,809	367,692	395,488	440,606	474,041	
	37	236,064	271,917	303,439	343,320	369,102	396,898	441,814	474,545	
	38	237,071	272,722	304,748	344,931	370,411	398,106	442,620	475,149	
	39	238,078	273,528	306,057	346,543	371,619	399,315	443,426	475,754	
	40	238,984	274,233	307,366	348,154	373,029	400,322	444,231	476,358	

41	239, 891	274, 938	<u>313, 913</u>	<u>362, 556</u>	<u>381, 388</u>	<u>410, 191</u>	<u>452, 792</u>
42	240, 797	275, 743	<u>315, 222</u>	<u>363, 361</u>	<u>382, 194</u>	<u>410, 393</u>	<u>453, 195</u>
43	241, 603	276, 549	<u>316, 531</u>	<u>364, 368</u>	<u>383, 000</u>	<u>410, 695</u>	<u>453, 497</u>
44	242, 408	277, 254	<u>317, 639</u>	<u>365, 375</u>	<u>383, 705</u>	<u>410, 997</u>	<u>453, 799</u>
45	243, 113	277, 959	<u>318, 545</u>	<u>366, 282</u>	<u>384, 410</u>	<u>411, 299</u>	<u>454, 101</u>
46	243, 718	278, 664	<u>319, 854</u>	<u>367, 390</u>	<u>385, 115</u>	<u>411, 601</u>	
47	244, 322	279, 369	<u>321, 164</u>	<u>368, 296</u>	<u>385, 820</u>	<u>411, 903</u>	
48	244, 926	280, 074	<u>322, 473</u>	<u>369, 303</u>	<u>386, 524</u>	<u>412, 206</u>	
49	245, 530	280, 779	<u>323, 681</u>	<u>370, 209</u>	<u>387, 028</u>	<u>412, 407</u>	
50	246, 135	281, 484	<u>324, 991</u>	<u>370, 914</u>	<u>387, 632</u>	<u>412, 709</u>	
51	246, 739	282, 189	<u>326, 199</u>	<u>371, 619</u>	<u>388, 237</u>	<u>413, 011</u>	
52	247, 243	282, 894	<u>327, 408</u>	<u>372, 224</u>	<u>388, 942</u>	<u>413, 313</u>	
53	247, 746	283, 498	<u>328, 717</u>	<u>372, 627</u>	<u>389, 344</u>	<u>413, 515</u>	
54	248, 149	284, 203	<u>329, 825</u>	<u>373, 231</u>	<u>389, 949</u>	<u>413, 817</u>	
55	248, 451	284, 807	<u>330, 933</u>	<u>373, 936</u>	<u>390, 553</u>	<u>414, 119</u>	
56	248, 753	285, 512	<u>332, 040</u>	<u>374, 641</u>	<u>391, 056</u>	<u>414, 421</u>	
57	249, 055	286, 117	<u>332, 745</u>	<u>374, 943</u>	<u>391, 459</u>	<u>414, 623</u>	
58	249, 357	286, 822	<u>333, 652</u>	<u>375, 648</u>	<u>392, 064</u>	<u>414, 925</u>	
59	249, 660	287, 426	<u>334, 357</u>	<u>376, 353</u>	<u>392, 668</u>	<u>415, 227</u>	
60	249, 962	288, 131	<u>335, 162</u>	<u>376, 957</u>	<u>393, 171</u>	<u>415, 428</u>	
61	250, 264	288, 735	<u>335, 968</u>	<u>377, 259</u>	<u>393, 574</u>	<u>415, 630</u>	
62	250, 566	289, 440	<u>336, 371</u>	<u>377, 763</u>	<u>394, 078</u>	<u>415, 932</u>	
63	250, 868	290, 044	<u>336, 975</u>	<u>378, 367</u>	<u>394, 581</u>	<u>416, 234</u>	
64	251, 170	290, 548	<u>337, 680</u>	<u>378, 971</u>	<u>395, 186</u>	<u>416, 435</u>	
65	251, 472	291, 051	<u>338, 486</u>	<u>379, 273</u>	<u>395, 488</u>	<u>416, 637</u>	
66	251, 775	291, 656	<u>339, 191</u>	<u>379, 878</u>	<u>395, 891</u>	<u>416, 939</u>	
67	252, 077	292, 159	<u>339, 896</u>	<u>380, 583</u>	<u>396, 293</u>	<u>417, 241</u>	
68	252, 379	292, 763	<u>340, 500</u>	<u>381, 187</u>	<u>396, 696</u>	<u>417, 442</u>	
69	252, 681	293, 267	<u>341, 004</u>	<u>381, 590</u>	<u>396, 998</u>	<u>417, 644</u>	
70	252, 983	293, 771	<u>341, 608</u>	<u>382, 093</u>	<u>397, 300</u>	<u>417, 946</u>	
71	253, 285	294, 375	<u>342, 111</u>	<u>382, 698</u>	<u>397, 603</u>	<u>418, 248</u>	
72	253, 587	294, 979	<u>342, 716</u>	<u>383, 201</u>	<u>397, 804</u>	<u>418, 450</u>	
73	253, 889	295, 483	<u>343, 018</u>	<u>383, 705</u>	<u>398, 005</u>	<u>418, 651</u>	
74	254, 192	295, 986	<u>343, 521</u>	<u>384, 309</u>	<u>398, 308</u>		
75	254, 494	296, 389	<u>343, 924</u>	<u>384, 812</u>	<u>398, 610</u>		
76	254, 796	296, 691	<u>344, 327</u>	<u>385, 115</u>	<u>398, 811</u>		
77	255, 098	296, 893	<u>344, 730</u>	<u>385, 517</u>	<u>399, 013</u>		
78	255, 400	297, 195	<u>345, 233</u>	<u>386, 021</u>	<u>399, 315</u>		
79	255, 702	297, 396	<u>345, 737</u>	<u>386, 424</u>	<u>399, 617</u>		
80	256, 004	297, 698	<u>346, 240</u>	<u>386, 827</u>	<u>399, 818</u>		
81	256, 306	297, 900	<u>346, 543</u>	<u>387, 229</u>	<u>400, 020</u>		
82	256, 609	298, 101	<u>346, 945</u>	<u>387, 733</u>	<u>400, 322</u>		
83	256, 911	298, 403	<u>347, 348</u>	<u>388, 136</u>	<u>400, 624</u>		
84	257, 213	298, 605	<u>347, 751</u>	<u>388, 539</u>	<u>400, 825</u>		
85	257, 515	298, 907	<u>348, 053</u>	<u>388, 841</u>	<u>401, 027</u>		
86	257, 817	299, 209	<u>348, 456</u>				
87	258, 119	299, 511	<u>348, 859</u>				
88	258, 421	299, 813	<u>349, 262</u>				
89	258, 723	300, 115	<u>349, 463</u>				

41	239, 891	274, 938	<u>308, 676</u>	<u>349, 866</u>	<u>374, 137</u>	<u>401, 430</u>	<u>444, 836</u>	<u>476, 861</u>
42	240, 797	275, 743	<u>309, 985</u>	<u>351, 679</u>	<u>375, 044</u>	<u>402, 638</u>	<u>445, 440</u>	<u>477, 365</u>
43	241, 603	276, 549	<u>311, 294</u>	<u>353, 492</u>	<u>376, 051</u>	<u>403, 746</u>	<u>446, 044</u>	<u>477, 768</u>
44	242, 408	277, 254	<u>312, 603</u>	<u>355, 304</u>	<u>377, 158</u>	<u>404, 854</u>	<u>446, 648</u>	<u>478, 070</u>
45	243, 113	277, 959	<u>313, 913</u>	<u>356, 815</u>	<u>377, 964</u>	<u>405, 559</u>	<u>447, 353</u>	<u>478, 372</u>
46	243, 718	278, 664	<u>315, 222</u>	<u>358, 225</u>	<u>378, 871</u>	<u>406, 264</u>	<u>448, 159</u>	
47	244, 322	279, 369	<u>316, 531</u>	<u>359, 635</u>	<u>379, 777</u>	<u>406, 969</u>	<u>448, 562</u>	
48	244, 926	280, 074	<u>317, 639</u>	<u>361, 045</u>	<u>380, 583</u>	<u>407, 674</u>	<u>449, 267</u>	
49	245, 530	280, 779	<u>318, 545</u>	<u>362, 556</u>	<u>381, 388</u>	<u>408, 278</u>	<u>449, 770</u>	
50	246, 135	281, 484	<u>319, 854</u>	<u>363, 361</u>	<u>382, 194</u>	<u>408, 882</u>	<u>450, 173</u>	
51	246, 739	282, 189	<u>321, 164</u>	<u>364, 368</u>	<u>383, 000</u>	<u>409, 386</u>	<u>450, 576</u>	
52	247, 243	282, 894	<u>322, 473</u>	<u>365, 375</u>	<u>383, 705</u>	<u>409, 788</u>	<u>450, 979</u>	
53	247, 746	283, 498	<u>323, 681</u>	<u>366, 282</u>	<u>384, 410</u>	<u>410, 191</u>	<u>451, 382</u>	
54	248, 149	284, 203	<u>324, 991</u>	<u>367, 390</u>	<u>385, 115</u>	<u>410, 393</u>	<u>451, 785</u>	
55	248, 451	284, 807	<u>326, 199</u>	<u>368, 296</u>	<u>385, 820</u>	<u>410, 695</u>	<u>452, 187</u>	
56	248, 753	285, 512	<u>327, 408</u>	<u>369, 303</u>	<u>386, 524</u>	<u>410, 997</u>	<u>452, 490</u>	
57	249, 055	286, 117	<u>328, 717</u>	<u>370, 209</u>	<u>387, 028</u>	<u>411, 299</u>	<u>452, 792</u>	
58	249, 357	286, 822	<u>329, 825</u>	<u>370, 914</u>	<u>387, 632</u>	<u>411, 601</u>	<u>453, 195</u>	
59	249, 660	287, 426	<u>330, 933</u>	<u>371, 619</u>	<u>388, 237</u>	<u>411, 903</u>	<u>453, 497</u>	
60	249, 962	288, 131	<u>332, 040</u>	<u>372, 224</u>	<u>388, 942</u>	<u>412, 206</u>	<u>453, 799</u>	
61	250, 264	288, 735	<u>332, 745</u>	<u>372, 627</u>	<u>389, 344</u>	<u>412, 407</u>	<u>454, 101</u>	
62	250, 566	289, 440	<u>333, 652</u>	<u>373, 231</u>	<u>389, 949</u>	<u>412, 709</u>		
63	250, 868	290, 044	<u>334, 357</u>	<u>373, 936</u>	<u>390, 553</u>	<u>413, 011</u>		
64	251, 170	290, 548	<u>335, 162</u>	<u>374, 641</u>	<u>391, 056</u>	<u>413, 313</u>		
65	251, 472	291, 051	<u>335, 968</u>	<u>374, 943</u>	<u>391, 459</u>	<u>413, 515</u>		
66	251, 775	291, 656	<u>336, 371</u>	<u>375, 648</u>	<u>392, 064</u>	<u>413, 817</u>		
67	252, 077	292, 159	<u>336, 975</u>	<u>376, 353</u>	<u>392, 668</u>	<u>414, 119</u>		
68	252, 379	292, 763	<u>337, 680</u>	<u>376, 957</u>	<u>393, 171</u>	<u>414, 421</u>		
69	252, 681	293, 267	<u>338, 486</u>	<u>377, 259</u>	<u>393, 574</u>	<u>414, 623</u>		
70	252, 983	293, 771	<u>339, 191</u>	<u>377, 763</u>	<u>394, 078</u>	<u>414, 925</u>		
71	253, 285	294, 375	<u>339, 896</u>	<u>378, 367</u>	<u>394, 581</u>	<u>415, 227</u>		
72	253, 587	294, 979	<u>340, 500</u>	<u>378, 971</u>	<u>395, 186</u>	<u>415, 428</u>		
73	253, 889	295, 483	<u>341, 004</u>	<u>379, 273</u>	<u>395, 488</u>	<u>415, 630</u>		
74	254, 192	295, 986	<u>341, 608</u>	<u>379, 878</u>	<u>395, 891</u>	<u>415, 932</u>		
75	254, 494	296, 389	<u>342, 111</u>	<u>380, 583</u>	<u>396, 293</u>	<u>416, 234</u>		
76	254, 796	296, 691	<u>342, 716</u>	<u>381, 187</u>	<u>396, 696</u>	<u>416, 435</u>		
77	255, 098	296, 893	<u>343, 018</u>	<u>381, 590</u>	<u>396, 998</u>	<u>416, 637</u>		
78	255, 400	297, 195	<u>343, 521</u>	<u>382, 093</u>	<u>397, 300</u>	<u>416, 939</u>		
79	255, 702	297, 396	<u>343, 924</u>	<u>382, 698</u>	<u>397, 603</u>	<u>417, 241</u>		
80	256, 004	297, 698	<u>344, 327</u>	<u>383, 201</u>	<u>397, 804</u>	<u>417, 442</u>		
81	256, 306	297, 900	<u>344, 730</u>	<u>383, 705</u>	<u>398, 005</u>	<u>417, 644</u>		
82	256, 609	298, 101	<u>345, 233</u>	<u>384, 309</u>	<u>398, 308</u>	<u>417, 946</u>		
83	256, 911	298, 403	<u>345, 737</u>	<u>384, 812</u>	<u>398, 610</u>	<u>418, 248</u>		
84	257, 213	298, 605	<u>346, 240</u>	<u>385, 115</u>	<u>398, 811</u>	<u>418, 450</u>		
85	257, 515	298, 907	<u>346, 543</u>	<u>385, 517</u>	<u>399, 013</u>	<u>418, 651</u>		
86	257, 817	299, 209	<u>346, 945</u>	<u>386, 021</u>	<u>399, 315</u>			
87	258, 119	299, 511	<u>347, 348</u>	<u>386, 424</u>	<u>399, 617</u>			
88	258, 421	299, 813	<u>347, 751</u>	<u>386, 827</u>	<u>399, 818</u>			
89	258, 723	300, 115	<u>348, 053</u>	<u>387, 229</u>	<u>400, 020</u>			

	90	259,026	300,417	<u>349,866</u>						
	91	259,328	300,720	<u>350,269</u>						
	92	259,630	301,122	<u>350,672</u>						
	93	259,932	301,324	<u>350,873</u>						
	94		301,525	<u>351,276</u>						
	95		301,827	<u>351,679</u>						
	96		302,230	<u>351,981</u>						
	97		302,432	<u>352,283</u>						
	98		302,734	<u>352,686</u>						
	99		303,137	<u>353,089</u>						
	100		303,539	<u>353,492</u>						
	101		303,741	<u>353,995</u>						
	102		304,043	<u>354,398</u>						
	103		304,345	<u>354,801</u>						
	104		304,647	<u>355,204</u>						
	105		304,849	<u>355,707</u>						
	106		305,151	<u>356,110</u>						
	107		305,453	<u>356,412</u>						
	108		305,755	<u>356,714</u>						
	109		305,956	<u>357,218</u>						
	110		306,359							
	111		306,762							
	112		307,064							
	113		307,266							
	114		307,467							
	115		307,769							
	116		308,172							
	117		308,374							
	118		308,575							
	119		308,877							
	120		309,179							
	121		309,582							
	122		309,783							
	123		310,086							
	124		310,388							
	125		310,690							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275	399,013	
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円								
	1	195,880								
	2	227,201								

	90	259,026	300,417	<u>348,456</u>	<u>387,733</u>	<u>400,322</u>				
	91	259,328	300,720	<u>348,859</u>	<u>388,136</u>	<u>400,624</u>				
	92	259,630	301,122	<u>349,262</u>	<u>388,539</u>	<u>400,825</u>				
	93	259,932	301,324	<u>349,463</u>	<u>388,841</u>	<u>401,027</u>				
	94		301,525	<u>349,866</u>						
	95		301,827	<u>350,269</u>						
	96		302,230	<u>350,672</u>						
	97		302,432	<u>350,873</u>						
	98		302,734	<u>351,276</u>						
	99		303,137	<u>351,679</u>						
	100		303,539	<u>351,981</u>						
	101		303,741	<u>352,283</u>						
	102		304,043	<u>352,686</u>						
	103		304,345	<u>353,089</u>						
	104		304,647	<u>353,492</u>						
	105		304,849	<u>353,995</u>						
	106		305,151	<u>354,398</u>						
	107		305,453	<u>354,801</u>						
	108		305,755	<u>355,204</u>						
	109		305,956	<u>355,707</u>						
	110		306,359	<u>356,110</u>						
	111		306,762	<u>356,412</u>						
	112		307,064	<u>356,714</u>						
	113		307,266	<u>357,218</u>						
	114		307,467							
	115		307,769							
	116		308,172							
	117		308,374							
	118		308,575							
	119		308,877							
	120		309,179							
	121		309,582							
	122		309,783							
	123		310,086							
	124		310,388							
	125		310,690							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275	399,013	
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円								
	1	195,880								
	2	227,201								

改 正 案				
別表第2 医療職給料表（第3条関係）				
ア 医療職給料表(1)				
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用		円	円	円
短時間	1	291,400	400,300	455,100
勤務職	2	293,700	403,000	457,100
員およ	3	296,000	405,600	459,000
び任期	4	298,200	408,100	460,900
付職員	5	300,300	410,500	462,300
以外の	6	303,800	412,700	464,100
職員	7	307,300	414,800	465,900
	8	310,700	416,900	467,700
	9	314,100	419,000	469,500
	10	317,600	420,500	471,300
	11	321,000	422,000	473,100
	12	324,400	423,500	474,900
	13	327,800	424,900	476,700
	14	331,300	426,400	478,500
	15	334,700	427,900	480,300
	16	338,100	429,300	482,100
	17	341,500	430,700	483,900
	18	344,600	432,200	485,800
	19	347,700	433,700	487,700
	20	350,800	435,100	489,600
	21	354,000	436,500	491,500
	22	357,100	438,000	493,200
	23	360,200	439,500	495,000
	24	363,200	440,900	496,800
	25	366,200	442,300	498,400
	26	368,500	443,700	500,200
	27	370,800	445,100	502,000
	28	373,000	446,500	503,600
	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
	33	381,900	453,500	511,700
	34	383,700	454,900	513,000
	35	385,300	456,300	514,300
	36	386,700	457,700	515,600
	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500

現 行				
別表第2 医療職給料表（第3条関係）				
ア 医療職給料表(1)				
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用		円	円	円
短時間	1	291,400	370,000	426,700
勤務職	2	293,700	372,600	428,700
員およ	3	296,000	375,100	430,700
び任期	4	298,200	377,600	432,600
付職員	5	300,300	380,100	434,500
以外の	6	303,800	382,800	436,100
職員	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100
	14	331,300	403,000	449,900
	15	334,700	405,600	451,700
	16	338,100	408,100	453,500
	17	341,500	410,500	455,100
	18	344,600	412,700	457,100
	19	347,700	414,800	459,000
	20	350,800	416,900	460,900
	21	354,000	419,000	462,300
	22	357,100	420,500	464,100
	23	360,200	422,000	465,900
	24	363,200	423,500	467,700
	25	366,200	424,900	469,500
	26	368,500	426,400	471,300
	27	370,800	427,900	473,100
	28	373,000	429,300	474,900
	29	374,900	430,700	476,700
	30	376,600	432,200	478,500
	31	378,300	433,700	480,300
	32	380,100	435,100	482,100
	33	381,900	436,500	483,900
	34	383,700	438,000	485,800
	35	385,300	439,500	487,700
	36	386,700	440,900	489,600
	37	388,100	442,300	491,500
	38	389,600	443,700	493,200
	39	391,100	445,100	495,000
	40	392,600	446,500	496,800

	41	394, 100	<u>465, 600</u>	<u>521, 500</u>			41	394, 100	<u>447, 900</u>	<u>498, 400</u>
	42	394, 800	<u>466, 800</u>	<u>522, 300</u>			42	394, 800	<u>449, 300</u>	<u>500, 200</u>
	43	395, 400	<u>468, 000</u>	<u>523, 100</u>			43	395, 400	<u>450, 700</u>	<u>502, 000</u>
	44	396, 100	<u>469, 100</u>	<u>523, 900</u>			44	396, 100	<u>452, 100</u>	<u>503, 600</u>
	45	397, 000	<u>470, 100</u>	<u>524, 800</u>			45	397, 000	<u>453, 500</u>	<u>505, 000</u>
	46	397, 600	<u>471, 100</u>	<u>525, 600</u>			46	397, 600	<u>454, 900</u>	<u>506, 700</u>
	47	398, 200	<u>472, 000</u>	<u>526, 400</u>			47	398, 200	<u>456, 300</u>	<u>508, 500</u>
	48	398, 800	<u>472, 800</u>	<u>527, 100</u>			48	398, 800	<u>457, 700</u>	<u>510, 200</u>
	49	399, 400	<u>473, 500</u>	<u>527, 900</u>			49	399, 400	<u>459, 100</u>	<u>511, 700</u>
	50	399, 900	<u>474, 200</u>	<u>528, 700</u>			50	399, 900	<u>460, 800</u>	<u>513, 000</u>
	51	400, 400	<u>474, 900</u>	<u>529, 400</u>			51	400, 400	<u>462, 400</u>	<u>514, 300</u>
	52	400, 900	<u>475, 500</u>	<u>530, 300</u>			52	400, 900	<u>464, 000</u>	<u>515, 600</u>
	53	401, 400	<u>476, 200</u>	<u>531, 200</u>			53	401, 400	<u>465, 600</u>	<u>516, 600</u>
	54	401, 800	<u>476, 900</u>	<u>532, 000</u>			54	401, 800	<u>466, 800</u>	<u>517, 900</u>
	55	402, 200	<u>477, 500</u>	<u>532, 900</u>			55	402, 200	<u>468, 000</u>	<u>519, 200</u>
	56	402, 600	<u>478, 100</u>	<u>533, 800</u>			56	402, 600	<u>469, 100</u>	<u>520, 500</u>
	57	403, 000	<u>478, 400</u>	<u>534, 600</u>			57	403, 000	<u>470, 100</u>	<u>521, 500</u>
	58	403, 400	<u>479, 000</u>	<u>535, 500</u>			58	403, 400	<u>471, 100</u>	<u>522, 300</u>
	59	403, 800	<u>479, 700</u>	<u>536, 400</u>			59	403, 800	<u>472, 000</u>	<u>523, 100</u>
	60	404, 200	<u>480, 400</u>	<u>537, 100</u>			60	404, 200	<u>472, 800</u>	<u>523, 900</u>
	61	404, 600	<u>480, 800</u>	<u>537, 900</u>			61	404, 600	<u>473, 500</u>	<u>524, 800</u>
	62	405, 000	<u>481, 400</u>	<u>538, 800</u>			62	405, 000	<u>474, 200</u>	<u>525, 600</u>
	63	405, 400	<u>482, 100</u>	<u>539, 700</u>			63	405, 400	<u>474, 900</u>	<u>526, 400</u>
	64	405, 800	<u>482, 800</u>	<u>540, 600</u>			64	405, 800	<u>475, 500</u>	<u>527, 100</u>
	65	406, 100	<u>483, 200</u>	<u>541, 400</u>			65	406, 100	<u>476, 200</u>	<u>527, 900</u>
	66		<u>483, 800</u>	<u>542, 300</u>			66		<u>476, 900</u>	<u>528, 700</u>
	67		<u>484, 400</u>	<u>543, 200</u>			67		<u>477, 500</u>	<u>529, 400</u>
	68		<u>484, 900</u>	<u>544, 100</u>			68		<u>478, 100</u>	<u>530, 300</u>
	69		<u>485, 400</u>	<u>544, 900</u>			69		<u>478, 400</u>	<u>531, 200</u>
	70		<u>485, 900</u>	<u>545, 800</u>			70		<u>479, 000</u>	<u>532, 000</u>
	71		<u>486, 400</u>	<u>546, 700</u>			71		<u>479, 700</u>	<u>532, 900</u>
	72		<u>486, 900</u>	<u>547, 600</u>			72		<u>480, 400</u>	<u>533, 800</u>
	73		<u>487, 300</u>	<u>548, 400</u>			73		<u>480, 800</u>	<u>534, 600</u>
	74		<u>487, 800</u>				74		<u>481, 400</u>	<u>535, 500</u>
	75		<u>488, 200</u>				75		<u>482, 100</u>	<u>536, 400</u>
	76		<u>488, 700</u>				76		<u>482, 800</u>	<u>537, 100</u>
	77		<u>489, 200</u>				77		<u>483, 200</u>	<u>537, 900</u>
	78		<u>489, 800</u>				78		<u>483, 800</u>	<u>538, 800</u>
	79		<u>490, 400</u>				79		<u>484, 400</u>	<u>539, 700</u>
	80		<u>490, 800</u>				80		<u>484, 900</u>	<u>540, 600</u>
	81		<u>491, 300</u>				81		<u>485, 400</u>	<u>541, 400</u>
	82		<u>491, 900</u>				82		<u>485, 900</u>	<u>542, 300</u>
	83		<u>492, 500</u>				83		<u>486, 400</u>	<u>543, 200</u>
	84		<u>493, 000</u>				84		<u>486, 900</u>	<u>544, 100</u>
	85		<u>493, 500</u>				85		<u>487, 300</u>	<u>544, 900</u>
							<u>86</u>		<u>487, 800</u>	<u>545, 800</u>
							<u>87</u>		<u>488, 200</u>	<u>546, 700</u>
							<u>88</u>		<u>488, 700</u>	<u>547, 600</u>
							<u>89</u>		<u>489, 200</u>	<u>548, 400</u>

定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円
		301,700	344,400	399,500
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円		
		327,800		

	90		489,800	
	91		490,400	
	92		490,800	
	93		491,300	
	94		491,900	
	95		492,500	
	96		493,000	
	97		493,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円
		301,700	344,400	399,500
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円		
		327,800		

改 正 案							
イ 医療職給料表(2)							
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1	189,939	229,014	264,867	283,800	317,236	363,260
	2	192,053	230,323	265,672	284,606	318,646	364,973
	3	194,168	231,633	266,478	285,412	320,056	366,584
	4	196,283	232,942	267,284	286,117	321,466	368,195
	5	198,297	234,150	268,090	286,822	322,876	369,807
	6	200,312	235,258	268,895	287,527	324,487	371,418
	7	202,326	236,265	269,701	288,232	325,998	373,029
	8	204,139	237,272	270,507	289,037	327,508	374,641
	9	205,951	238,380	271,312	289,843	329,019	376,252
	10	207,865	239,589	272,118	290,649	330,630	378,266
	11	209,778	240,898	272,924	291,454	332,141	380,280
	12	211,893	242,207	273,729	292,159	333,652	382,295
	13	213,605	243,516	274,535	292,864	335,162	383,705
	14	215,620	244,826	275,341	293,972	336,774	385,417
	15	217,835	246,135	276,146	295,080	338,284	387,129
	16	219,950	247,343	276,952	296,288	339,795	388,841
	17	222,065	248,552	277,758	297,497	341,306	390,553
	18	223,173	249,760	278,563	298,705	342,917	392,064
	19	224,281	250,969	279,369	299,914	344,528	393,574
	20	225,388	252,177	280,175	301,122	346,039	395,085
	21	226,496	253,285	280,980	302,331	347,348	396,394
	22	227,403	254,192	281,887	303,539	348,859	397,703
	23	228,309	254,997	282,793	304,748	350,370	399,013
	24	229,215	255,803	283,599	305,956	351,880	400,120
	25	230,122	256,609	284,405	307,165	353,391	401,228
	26	231,028	257,414	285,311	308,374	354,902	402,336
	27	231,935	258,220	286,217	309,481	356,412	403,444
	28	232,841	259,026	287,023	310,690	357,822	404,552
	29	233,747	259,831	287,829	311,999	359,232	405,357
	30	234,654	260,637	288,936	313,208	360,843	406,163
	31	235,560	261,443	289,944	314,416	362,354	406,969
	32	236,467	262,248	290,951	315,625	363,865	407,774
	33	237,272	263,054	291,958	316,833	365,073	408,177
	34	238,078	263,860	293,066	317,941	366,181	408,781
	35	238,884	264,565	294,073	319,149	367,390	409,285
	36	239,689	265,370	295,080	320,358	368,497	409,688
	37	240,495	266,277	296,087	321,567	369,504	410,091
	38	241,301	267,082	297,094	322,876	370,310	410,292
	39	242,106	267,888	298,101	324,185	371,317	410,594
	40	242,912	268,694	299,108	325,394	372,425	410,896

現 行							
イ 医療職給料表(2)							
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1	189,939	229,014	260,335	280,578	305,654	343,521
	2	192,053	230,323	261,543	281,383	307,165	345,233
	3	194,168	231,633	262,651	282,189	308,676	346,945
	4	196,283	232,942	263,759	282,995	310,186	348,557
	5	198,297	234,150	264,867	283,800	311,697	350,168
	6	200,312	235,258	265,672	284,606	313,107	351,880
	7	202,326	236,265	266,478	285,412	314,517	353,492
	8	204,139	237,272	267,284	286,117	315,927	355,103
	9	205,951	238,380	268,090	286,822	317,236	356,714
	10	207,865	239,589	268,895	287,527	318,646	358,426
	11	209,778	240,898	269,701	288,232	320,056	360,138
	12	211,893	242,207	270,507	289,037	321,466	361,750
	13	213,605	243,516	271,312	289,843	322,876	363,260
	14	215,620	244,826	272,118	290,649	324,487	364,973
	15	217,835	246,135	272,924	291,454	325,998	366,584
	16	219,950	247,343	273,729	292,159	327,508	368,195
	17	222,065	248,552	274,535	292,864	329,019	369,807
	18	223,173	249,760	275,341	293,972	330,630	371,418
	19	224,281	250,969	276,146	295,080	332,141	373,029
	20	225,388	252,177	276,952	296,288	333,652	374,641
	21	226,496	253,285	277,758	297,497	335,162	376,252
	22	227,403	254,192	278,563	298,705	336,774	378,266
	23	228,309	254,997	279,369	299,914	338,284	380,280
	24	229,215	255,803	280,175	301,122	339,795	382,295
	25	230,122	256,609	280,980	302,331	341,306	383,705
	26	231,028	257,414	281,887	303,539	342,917	385,417
	27	231,935	258,220	282,793	304,748	344,528	387,129
	28	232,841	259,026	283,599	305,956	346,039	388,841
	29	233,747	259,831	284,405	307,165	347,348	390,553
	30	234,654	260,637	285,311	308,374	348,859	392,064
	31	235,560	261,443	286,217	309,481	350,370	393,574
	32	236,467	262,248	287,023	310,690	351,880	395,085
	33	237,272	263,054	287,829	311,999	353,391	396,394
	34	238,078	263,860	288,936	313,208	354,902	397,703
	35	238,884	264,565	289,944	314,416	356,412	399,013
	36	239,689	265,370	290,951	315,625	357,822	400,120
	37	240,495	266,277	291,958	316,833	359,232	401,228
	38	241,301	267,082	293,066	317,941	360,843	402,336
	39	242,106	267,888	294,073	319,149	362,354	403,444
	40	242,912	268,694	295,080	320,358	363,865	404,552

41	243, 516	269, 499	<u>300, 115</u>	<u>326, 300</u>	<u>373, 432</u>	<u>411, 198</u>
42	244, 121	270, 305	<u>301, 324</u>	<u>327, 508</u>	<u>374, 439</u>	<u>411, 501</u>
43	244, 725	271, 111	<u>302, 432</u>	<u>328, 717</u>	<u>375, 446</u>	<u>411, 803</u>
44	245, 228	271, 917	<u>303, 539</u>	<u>329, 925</u>	<u>376, 353</u>	<u>412, 105</u>
45	245, 732	272, 621	<u>304, 647</u>	<u>331, 033</u>	<u>377, 158</u>	<u>412, 306</u>
46	246, 336	273, 427	<u>305, 755</u>	<u>332, 040</u>	<u>377, 964</u>	<u>412, 608</u>
47	246, 840	274, 233	<u>306, 863</u>	<u>333, 047</u>	<u>378, 871</u>	<u>412, 911</u>
48	247, 243	275, 039	<u>307, 971</u>	<u>333, 954</u>	<u>379, 676</u>	<u>413, 213</u>
49	247, 645	275, 743	<u>309, 078</u>	<u>334, 860</u>	<u>380, 180</u>	<u>413, 414</u>
50	248, 149	276, 549	<u>310, 186</u>	<u>335, 867</u>	<u>380, 985</u>	<u>413, 716</u>
51	248, 652	277, 254	<u>311, 294</u>	<u>336, 874</u>	<u>381, 791</u>	<u>414, 018</u>
52	249, 156	277, 959	<u>312, 402</u>	<u>337, 781</u>	<u>382, 597</u>	<u>414, 320</u>
53	249, 458	278, 664	<u>313, 409</u>	<u>338, 284</u>	<u>383, 000</u>	<u>414, 522</u>
54	249, 760	279, 369	<u>314, 416</u>	<u>339, 191</u>	<u>383, 705</u>	
55	250, 062	280, 074	<u>315, 423</u>	<u>339, 896</u>	<u>384, 410</u>	
56	250, 365	280, 779	<u>316, 430</u>	<u>340, 802</u>	<u>385, 014</u>	
57	250, 667	281, 484	<u>317, 437</u>	<u>341, 507</u>	<u>385, 417</u>	
58	250, 969	282, 189	<u>318, 445</u>	<u>341, 809</u>	<u>385, 920</u>	
59	251, 271	282, 894	<u>319, 452</u>	<u>342, 313</u>	<u>386, 524</u>	
60	251, 573	283, 498	<u>320, 358</u>	<u>342, 917</u>	<u>387, 129</u>	
61	251, 875	284, 102	<u>321, 264</u>	<u>343, 521</u>	<u>387, 532</u>	
62	252, 177	284, 807	<u>322, 070</u>	<u>344, 226</u>	<u>388, 035</u>	
63	252, 479	285, 512	<u>322, 775</u>	<u>344, 931</u>	<u>388, 539</u>	
64	252, 782	286, 117	<u>323, 480</u>	<u>345, 536</u>	<u>389, 042</u>	
65	253, 084	286, 721	<u>324, 084</u>	<u>346, 240</u>	<u>389, 646</u>	
66	253, 386	287, 426	<u>324, 789</u>	<u>346, 744</u>	<u>390, 150</u>	
67	253, 688	288, 131	<u>325, 394</u>	<u>347, 348</u>	<u>390, 754</u>	
68	253, 990	288, 735	<u>325, 998</u>	<u>347, 953</u>	<u>391, 359</u>	
69	254, 292	289, 339	<u>326, 602</u>	<u>348, 255</u>	<u>391, 862</u>	
70	254, 594	290, 044	<u>326, 803</u>	<u>348, 859</u>	<u>392, 366</u>	
71	254, 897	290, 749	<u>327, 307</u>	<u>349, 362</u>	<u>392, 869</u>	
72	255, 098	291, 354	<u>327, 811</u>	<u>349, 866</u>	<u>393, 373</u>	
73	255, 299	291, 958	<u>328, 415</u>	<u>350, 370</u>	<u>393, 675</u>	
74	255, 601	292, 461	<u>328, 918</u>	<u>350, 873</u>	<u>394, 178</u>	
75	255, 904	292, 864	<u>329, 422</u>	<u>351, 377</u>	<u>394, 581</u>	
76	256, 105	293, 267	<u>329, 825</u>	<u>351, 780</u>	<u>394, 984</u>	
77	256, 306	293, 670	<u>330, 429</u>	<u>352, 082</u>	<u>395, 387</u>	
78	256, 609	293, 972	<u>330, 933</u>	<u>352, 384</u>		
79	256, 911	294, 274	<u>331, 335</u>	<u>352, 585</u>		
80	257, 112	294, 576	<u>331, 839</u>	<u>352, 887</u>		
81	257, 314	294, 878	<u>332, 343</u>	<u>353, 391</u>		
82	257, 616	295, 181	<u>332, 745</u>	<u>353, 693</u>		
83	257, 918	295, 483	<u>332, 947</u>	<u>353, 995</u>		
84	258, 119	295, 785	<u>333, 249</u>	<u>354, 297</u>		
85	258, 321	295, 986	<u>333, 652</u>	<u>354, 700</u>		
86		296, 188	<u>334, 055</u>	<u>355, 002</u>		
87		296, 389	<u>334, 357</u>	<u>355, 304</u>		
88		296, 590	<u>334, 659</u>	<u>355, 607</u>		

41	243, 516	269, 499	<u>296, 087</u>	<u>321, 567</u>	<u>365, 073</u>	<u>405, 357</u>
42	244, 121	270, 305	<u>297, 094</u>	<u>322, 876</u>	<u>366, 181</u>	<u>406, 163</u>
43	244, 725	271, 111	<u>298, 101</u>	<u>324, 185</u>	<u>367, 390</u>	<u>406, 969</u>
44	245, 228	271, 917	<u>299, 108</u>	<u>325, 394</u>	<u>368, 497</u>	<u>407, 774</u>
45	245, 732	272, 621	<u>300, 115</u>	<u>326, 300</u>	<u>369, 504</u>	<u>408, 177</u>
46	246, 336	273, 427	<u>301, 324</u>	<u>327, 508</u>	<u>370, 310</u>	<u>408, 781</u>
47	246, 840	274, 233	<u>302, 432</u>	<u>328, 717</u>	<u>371, 317</u>	<u>409, 285</u>
48	247, 243	275, 039	<u>303, 539</u>	<u>329, 925</u>	<u>372, 425</u>	<u>409, 688</u>
49	247, 645	275, 743	<u>304, 647</u>	<u>331, 033</u>	<u>373, 432</u>	<u>410, 091</u>
50	248, 149	276, 549	<u>305, 755</u>	<u>332, 040</u>	<u>374, 439</u>	<u>410, 292</u>
51	248, 652	277, 254	<u>306, 863</u>	<u>333, 047</u>	<u>375, 446</u>	<u>410, 594</u>
52	249, 156	277, 959	<u>307, 971</u>	<u>333, 954</u>	<u>376, 353</u>	<u>410, 896</u>
53	249, 458	278, 664	<u>309, 078</u>	<u>334, 860</u>	<u>377, 158</u>	<u>411, 198</u>
54	249, 760	279, 369	<u>310, 186</u>	<u>335, 867</u>	<u>377, 964</u>	<u>411, 501</u>
55	250, 062	280, 074	<u>311, 294</u>	<u>336, 874</u>	<u>378, 871</u>	<u>411, 803</u>
56	250, 365	280, 779	<u>312, 402</u>	<u>337, 781</u>	<u>379, 676</u>	<u>412, 105</u>
57	250, 667	281, 484	<u>313, 409</u>	<u>338, 284</u>	<u>380, 180</u>	<u>412, 306</u>
58	250, 969	282, 189	<u>314, 416</u>	<u>339, 191</u>	<u>380, 985</u>	<u>412, 608</u>
59	251, 271	282, 894	<u>315, 423</u>	<u>339, 896</u>	<u>381, 791</u>	<u>412, 911</u>
60	251, 573	283, 498	<u>316, 430</u>	<u>340, 802</u>	<u>382, 597</u>	<u>413, 213</u>
61	251, 875	284, 102	<u>317, 437</u>	<u>341, 507</u>	<u>383, 000</u>	<u>413, 414</u>
62	252, 177	284, 807	<u>318, 445</u>	<u>341, 809</u>	<u>383, 705</u>	<u>413, 716</u>
63	252, 479	285, 512	<u>319, 452</u>	<u>342, 313</u>	<u>384, 410</u>	<u>414, 018</u>
64	252, 782	286, 117	<u>320, 358</u>	<u>342, 917</u>	<u>385, 014</u>	<u>414, 320</u>
65	253, 084	286, 721	<u>321, 264</u>	<u>343, 521</u>	<u>385, 417</u>	<u>414, 522</u>
66	253, 386	287, 426	<u>322, 070</u>	<u>344, 226</u>	<u>385, 920</u>	
67	253, 688	288, 131	<u>322, 775</u>	<u>344, 931</u>	<u>386, 524</u>	
68	253, 990	288, 735	<u>323, 480</u>	<u>345, 536</u>	<u>387, 129</u>	
69	254, 292	289, 339	<u>324, 084</u>	<u>346, 240</u>	<u>387, 532</u>	
70	254, 594	290, 044	<u>324, 789</u>	<u>346, 744</u>	<u>388, 035</u>	
71	254, 897	290, 749	<u>325, 394</u>	<u>347, 348</u>	<u>388, 539</u>	
72	255, 098	291, 354	<u>325, 998</u>	<u>347, 953</u>	<u>389, 042</u>	
73	255, 299	291, 958	<u>326, 602</u>	<u>348, 255</u>	<u>389, 646</u>	
74	255, 601	292, 461	<u>326, 803</u>	<u>348, 859</u>	<u>390, 150</u>	
75	255, 904	292, 864	<u>327, 307</u>	<u>349, 362</u>	<u>390, 754</u>	
76	256, 105	293, 267	<u>327, 811</u>	<u>349, 866</u>	<u>391, 359</u>	
77	256, 306	293, 670	<u>328, 415</u>	<u>350, 370</u>	<u>391, 862</u>	
78	256, 609	293, 972	<u>328, 918</u>	<u>350, 873</u>	<u>392, 366</u>	
79	256, 911	294, 274	<u>329, 422</u>	<u>351, 377</u>	<u>392, 869</u>	
80	257, 112	294, 576	<u>329, 825</u>	<u>351, 780</u>	<u>393, 373</u>	
81	257, 314	294, 878	<u>330, 429</u>	<u>352, 082</u>	<u>393, 675</u>	
82	257, 616	295, 181	<u>330, 933</u>	<u>352, 384</u>	<u>394, 178</u>	
83	257, 918	295, 483	<u>331, 335</u>	<u>352, 585</u>	<u>394, 581</u>	
84	258, 119	295, 785	<u>331, 839</u>	<u>352, 887</u>	<u>394, 984</u>	
85	258, 321	295, 986	<u>332, 343</u>	<u>353, 391</u>	<u>395, 387</u>	
86		296, 188	<u>332, 745</u>	<u>353, 693</u>		
87		296, 389	<u>332, 947</u>	<u>353, 995</u>		
88		296, 590	<u>333, 249</u>	<u>354, 297</u>		

	89		296,993	<u>334,961</u>	<u>356,009</u>		
	90		297,195	<u>335,162</u>	<u>356,311</u>		
	91		297,396	<u>335,565</u>	<u>356,614</u>		
	92		297,598	<u>335,867</u>	<u>356,916</u>		
	93		298,000	<u>336,069</u>	<u>357,218</u>		
	94		298,202	<u>336,371</u>	<u>357,621</u>		
	95		298,403	<u>336,673</u>	<u>358,024</u>		
	96		298,705	<u>336,975</u>	<u>358,426</u>		
	97		299,007	<u>337,177</u>	<u>358,930</u>		
	98		299,209	<u>337,479</u>	<u>359,333</u>		
	99		299,410	<u>337,781</u>	<u>359,736</u>		
	100		299,712	<u>337,982</u>	<u>360,138</u>		
	101		300,015	<u>338,184</u>	<u>360,642</u>		
	102		300,216	<u>338,385</u>			
	103		300,417	<u>338,788</u>			
	104		300,720	<u>338,989</u>			
	105		301,022	<u>339,191</u>			
	106			<u>339,594</u>			
	107			<u>339,996</u>			
	108			<u>340,399</u>			
	109			<u>340,601</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		194,370	221,159	249,861	263,558	289,339	330,731
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円				
			234,150				

	89		296,993	<u>333,652</u>	<u>354,700</u>		
	90		297,195	<u>334,055</u>	<u>355,002</u>		
	91		297,396	<u>334,357</u>	<u>355,304</u>		
	92		297,598	<u>334,659</u>	<u>355,607</u>		
	93		298,000	<u>334,961</u>	<u>356,009</u>		
	94		298,202	<u>335,162</u>	<u>356,311</u>		
	95		298,403	<u>335,565</u>	<u>356,614</u>		
	96		298,705	<u>335,867</u>	<u>356,916</u>		
	97		299,007	<u>336,069</u>	<u>357,218</u>		
	98		299,209	<u>336,371</u>	<u>357,621</u>		
	99		299,410	<u>336,673</u>	<u>358,024</u>		
	100		299,712	<u>336,975</u>	<u>358,426</u>		
	101		300,015	<u>337,177</u>	<u>358,930</u>		
	102		300,216	<u>337,479</u>	<u>359,333</u>		
	103		300,417	<u>337,781</u>	<u>359,736</u>		
	104		300,720	<u>337,982</u>	<u>360,138</u>		
	105		301,022	<u>338,184</u>	<u>360,642</u>		
	106			<u>338,385</u>			
	107			<u>338,788</u>			
	108			<u>338,989</u>			
	109			<u>339,191</u>			
	110			<u>339,594</u>			
	111			<u>339,996</u>			
	112			<u>340,399</u>			
	113			<u>340,601</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		194,370	221,159	249,861	263,558	289,339	330,731
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円				
			234,150				

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第6条（略） （特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条（略） 2および3（略） 4 第2項の規定による号俸の決定および前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 （特定任期付職員に係る秋田市職員給与条例等の適用除外等） 第8条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第3条、第4条、第7条の2、<u>第8条、第10条、第10条の3、第13条の2、第15条、第16条第2項および第17条</u>ならびに秋田市立高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例（昭和58年秋田市条例第14号）第3条第2項第1号の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する秋田市職員給与条例第10条の2第1項、第13条第2項の表第19号、第17条の3第1項、第22条、<u>第26条第2項および第27条第2項第1号</u>の規定の適用については、同条例第10条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（医療業務に従事する任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）を含み、）」と、同条例第13条第2項の表第19号中「職員」とあるのは「職員および医療業務に従事する特定任期付職員」と、同条例第17条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員（特定任期付職員を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）」と、同条例第22条中「第3条」とあるのは「任期付職員条例第7条」と、同条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、同条例第27条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 3（略） （企業職員である特定任期付職員の給与に関する特例等） 第9条	第1条～第6条（略） （特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条（略） 2および3（略） <u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号俸の決定、第3項の規定による給料月額の決定および前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> （特定任期付職員に係る秋田市職員給与条例等の適用除外等） 第8条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第3条、第4条、第7条の2から<u>第10条まで</u>、第10条の3、第13条の2、第15条、第16条第2項、<u>第17条および第27条</u>ならびに秋田市立高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例（昭和58年秋田市条例第14号）第3条第2項第1号の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する秋田市職員給与条例第10条の2第1項、第13条第2項の表第19号、第17条の3第1項、第22条および<u>第26条第2項</u>の規定の適用については、同条例第10条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（医療業務に従事する任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）を含み、）」と、同条例第13条第2項の表第19号中「職員」とあるのは「職員および医療業務に従事する特定任期付職員」と、同条例第17条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員（特定任期付職員を含む。）が」と、同条例第22条中「第3条」とあるのは「<u>任期付職員条例第7条</u>」と、同条例第26条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。 3（略） （企業職員である特定任期付職員の給与に関する特例等） 第9条 <u>企業職員である特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u>

秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）第4条、第4条の2、第7条、第8条第2項、第9条および第10条の2の規定は、企業職員である特定任期付職員には、適用しない。	2 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）第4条、第4条の2、第7条、第8条第2項、第9条、 <u>第10条の2</u> および第13条の規定は、企業職員である特定任期付職員には、適用しない。
<u>2</u> （略） 以下 （略）	<u>3</u> （略） 以下 （略）

秋田市公営企業職員の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第3条 （略） （扶養手当） 第4条 （略） 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1)</u> （略） <u>(2)</u> （略） <u>(3)</u> （略） <u>(4)</u> （略） <u>(5)</u> （略） 第4条の2～第9条 （略） （管理職員特別勤務手当） 第9条の2 （略） 2 管理職員特別勤務手当は、第10条の2の規定に基づき管理職手当を支給される職員が次の各号のいずれかに該当した場合に支給する。 (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。次号において同じ。）又は休日等において勤務した場合 (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 第10条～第15条 （略） （給与の減額） 第16条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）もしくは介護休暇（当該職員が配偶者（ <u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。</u> ））、父母、子、配偶	第1条～第3条 （略） （扶養手当） 第4条 （略） 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2)</u> （略） <u>(3)</u> （略） <u>(4)</u> （略） <u>(5)</u> （略） <u>(6)</u> （略） 第4条の2～第9条 （略） （管理職員特別勤務手当） 第9条の2 （略） 2 管理職員特別勤務手当は、第10条の2の規定に基づき管理職手当を支給される職員が次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。 (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。次号において同じ。）又は休日等において勤務する場合 (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u> であって正規の勤務時間以外の時間に勤務する場合 第10条～第15条 （略） （給与の減額） 第16条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）もしくは介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわ

者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認又は組合休暇(当該職員が管理者の許可を得て労働組合の業務又は活動に従事する場合における休暇をいう。)の許可を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を減額して給与を支給する。 3および4 (略) 第16条の2～第17条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第18条 <u>第4条、第11条および第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には、適用しない。</u> 2 第4条、第4条の2、第11条および第14条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)第4条の規定により採用された職員には、適用しない。 第19条 (略)	たり、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認又は組合休暇(当該職員が管理者の許可を得て労働組合の業務又は活動に従事する場合における休暇をいう。)の許可を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を減額して給与を支給する。 3および4 (略) 第16条の2～第17条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第18条 第4条、第4条の2、第11条および第14条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)第4条の規定により採用された職員には、適用しない。 第19条 (略)
---	--

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第37号)新旧対照表(第4条関係)

改 正 案	現 行
本則 (略) 附 則 1～7 (略) 8 秋田市職員給与条例第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条、<u>第10条</u>、第25条および第25条の2の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 9 (略) (秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 秋田市公営企業職員の給与に関する条例第4条、第11条および第14条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 11～15 (略)	本則 (略) 附 則 1～7 (略) 8 秋田市職員給与条例第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条<u>から第10条の3まで</u>、第25条および第25条の2の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 9 (略) (秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 10 秋田市公営企業職員の給与に関する条例第4条、<u>第4条の2</u>、第11条および第14条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 11～15 (略)

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表（附則第 7 項関係）

改 正 案	現 行
第 1 条～第22条 （略） （第 1 号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償） 第23条 （略） 2 通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納等については、給与条例第11条第 2 項から第 7 項までの規定の例による。 以下 （略）	第 1 条～第22条 （略） （第 1 号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償） 第23条 （略） 2 通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納等については、給与条例第11条第 2 項から第 6 項までの規定の例による。 以下 （略）

秋田市地域防災計画第21次修正について

1 修正の経過

秋田市防災会議を開催し、国の防災基本計画および秋田県地域防災計画との整合を図るとともに、令和5年7月豪雨災害の経験を踏まえた修正を行った。

令和6年 8月23日 第1回秋田市防災会議（基本方針および骨子説明）

令和6年11月19日 第2回秋田市防災会議（素案の検討）

令和7年 2月 4日 第3回秋田市防災会議（計画の決定）

2 計画素案（11月議会総務委員会で報告）からの主な更新内容

- (1) 津波浸水想定について、最新の想定以外を削除
- (2) 特定都市河川および特定都市河川流域の指定について追記
- (3) 市災害対策本部は、救助者の位置情報の提供について、携帯電話事業者への要請を検討することを追記

※秋田県との意見調整に基づく主な修正

項目	県の意見	市の対応
第1章 総則	津波災害について、平成25年公表の秋田県地震被害想定と平成28年公表の津波浸水想定を記載しているが、最新の想定のみを記載してはどうか。	平成25年秋田県地震被害想定に基づく津波シミュレーション結果を削除し、最新の想定のみを記載した。
第2章 災害予防計画	秋田県では令和6年11月8日付けで旧雄物川流域6河川を特定都市河川に、旧雄物川流域を特定都市河川流域に指定していることから、計画に記載してはどうか。	特定都市河川および特定都市河川流域について記載するとともに、市が実施する事務等を併せて記載した。
第3章 災害応急対策計画	救助を要する者を早期に発見するため、携帯電話等の位置情報取得が不可欠である場合、携帯電話事業者へ情報提供を要請することを記載してはどうか。	市災害対策本部（他の救助機関を含む。）は、救助者の位置情報の提供について、携帯電話事業者への要請を検討することを記載した。

3 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間 令和6年12月6日から令和7年1月6日まで
- (2) 意見数 11件
- (3) 公表 令和7年2月19日に市ホームページに掲載

4 今後のスケジュール（予定）

時期	実施項目	内容
令和7年3月	計画公表	市ホームページ掲載
令和7年4月以降	印刷・製本・配布	計画本編・資料編の印刷、製本、配布